

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局指導課長

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」の改正について

租税特別措置法（昭和39年法律第24号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）に関する制度改正に伴う新たな取扱いについては、「特定医療法人制度の改正について」（平成17年3月31日医政発第0331001号厚生労働省医政局長通知）をもって通知したところであるが、今般、「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第10090001号厚生労働省医政局指導課長通知）の一部を下記のとおり改正することにしたので、御了知の上、関係方面への周知徹底及び指導方よろしくお願ひしたい。

記

1 改正の内容

- (1) 特定医療法人について、収入金額に係る要件の見直し（平成17年厚生労働省告示第181号）が行われたことに伴い、収入金額に係る要件に関し、収入が社会保険診療報酬に準じた取扱いとされる健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）の具体的範囲を明らかにし（平成17年3月31日医政発第0331001号）、その証明書等の様式を改正する。

2 通知の改正

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第10090001号厚生労働省医政局指導課長通知）の一部を次のように改正する。

- (1) 同通知別添1を別紙1のように改める。
- (2) 同通知別添2を別紙2のように改める。
- (3) 同通知別添2の付表1「証明願記1及び2に係る添付書類」を別紙3のように改める。
- (4) 同通知別添2の付表2「証明願記3に係る添付書類」を別紙4のように改める。
- (5) 同通知別添2の付表3「証明願記4に係る添付書類」を別紙5のように改める。
- (6) 同通知別添2の付表4「証明願記6に係る添付書類」を別紙6のように改める。
- (7) 同通知「『租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号にの規定するに基づく厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨に該当することの証明願』の申請要領等」を別紙7のように改める。
- (8) 同通知別添3を別紙8のように改める。
- (9) 同通知別添3の付表1「証明を受けようとする医療施設に係る明細書」を別紙9のように改める。

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準

(平成15年厚生労働省告示第147号)

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

ニ 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。

二 その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあつては(1)又は(2)に、診療所のみを開設する医療法人にあつては(3)に該当すること。

(1) 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。

(2) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。

(3) 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

ロ 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

(別紙 2)

租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する
厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名 _____ 印

住 所 _____

租税特別措置法第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める
下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の 100 分の 80 を超えること。
- 2 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- 3 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。
- 4 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が 3,600 万円を超えないこと。
- 5 その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。（該当する項目欄の□を塗りつぶすこと。）
 - 病院であって、40 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - 専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
 - 救急病院等を定める省令第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- 6 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の 100 分の 30 以下であること。

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 印

証明願記1及び2に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 診療収入の明細 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

病院、診療所及び 介護老人保健施設 名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
合計	社会保険診療			①	⑤
	労災保険診療			②	⑥
	健康診査			③	⑦
	自由診療等			④	
	計				100%

(記載上の注意事項)

- (1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- (2) 収入金額計①、②、③、④の合計額が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。

2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

(別紙3)

4 健康診査に係る診療収入の明細

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保健法	円	学校保健法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	老人保健法	円
計		計	
		健康診査に係る診療収入合計	⑧

(記載上の注意事項)

- (1) ③が⑧と一致すること。

添付資料

- 上記「1 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。）
- 診療報酬規程

証明願記3に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

経費の額等の明細 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

病院、診療所及び介護 老人保健施設名等	医療診療により 収入する金額	患者のために直接必要な経費の額			割合 ①/②
		医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用 (投薬 費を含む)	合計	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合計	①			②	%

(記載上の注意事項)

- ① 前事業年度 (新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間) の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- ② 医療診療により収入する金額合計①が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。
- ③ 患者のために直接必要な経費の額合計②が、損益計算書の「医業費用」の合計額と一致すること。

添付書類

- 上記「経費の額等の明細」の事業年度の決算書類 (財産目録、収支 (損益) 計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)
- 就業規則、給与 (退職給与を含む。) 規則 (給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し
- ※ 新たに承認を受けようとする法人で、法人税率の軽減を受けようとする事業年度に給与規則の改正を行っている場合は、改正前の給与規則と併せて改正後の給与規則及び改正があったことを証する書類 (理事会の議事録等) も添付すること。

証明願記6に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

病院、診療所及び介護老人 保健施設名	差額料あり①	差額料なし②	差額ベッド割合
	床	床	%
合計			③

(記載上の注意事項)

- ① 前事業年度 (新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間) に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告の基準日における状況について病院、診療所及び介護老人保健施設名の別に記載すること。
- ② 新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度について記載すること。
- ③ 介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- ④ 介護老人保健施設にあつては、特別な療養室に係る定員数を①に記載し、それ以外の定員数を②に記載すること。なお、その場合でも、全体の定員数に対する特別な療養室に係る定員数の割合は30%以下でないと要件を満たさないで留意すること。

添付資料

- 上記「特別の療養環境に係る病床の明細」の事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票 (別紙様式5) の写し

(別紙7)

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等

第1 申請書類

証明を受けようとする法人は、一枚目を「申請書類一覧」とし、証明願のほか、以下の証明願記1から5の基準ごとに必要な書類を提出してください。

1 証明願記1（社会保険診療の割合に関する基準）及び証明願記2（自費患者に対し請求する金額に関する基準）

- ・ 付表1（証明願記1及び2に係る添付書類）
- ・ 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十（六）が添付されているものに限る。）
- ・ 診療報酬規程

2 証明願記3（医療診療により収入する金額に関する基準）

- ・ 付表2（証明願記3に係る添付書類）
- ・ 前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- ・ 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し

3 証明願記4（年間の給与総額に関する基準）

- ・ 付表3（証明願記4に係る添付書類）
- ※ 必要に応じ、前事業年度（新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度を含む。）に係る各役職員の給与簿の提出を求める場合があります。

4 証明願記5（医療施設に関する基準）

- ・ 該当する項目に関する、都道府県知事の証明書

※ 別添3「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づく厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち医療施設等に関する基準に該当することの証明願」により、該当する項目に関し、証明の対象となる医療施設を所管する都道府県知事の証明を受けてください。

5 証明願記6（差額ベッドの割合に関する基準）

- ・ 付表4（証明願記6に係る添付書類）
- ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式5）の写し

第2 記載要領

- ・ 書類の作成に当たっては、付表に記載されている注意事項に留意してください。
- ・ 付表1、2及び4は、複数の病院、診療所及び介護老人保健施設を有している場合には、それぞれごとに記載してください。
- ・ 記載しきれない場合には、別様に新たに欄を設けて使用してください。

第3 注意事項

- ・ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各1通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

(別紙 8)

租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第 2 号イに該当している旨の証明願

申請者名 _____ 印

住 所 _____

平成 年 月 日

_____ 知事 殿

次の記載事項が事実と相違ないことを証明願います。

記

1 証明の対象となる医療施設

- (1) 名称
(2) 所在
(3) 標榜する診療科目

2 証明を受けようとする事実（下記のうち証明を受けようとする項目の□欄を塗りつぶすこと。）

区分欄	基準
(1)	<input type="checkbox"/> 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項）であって、40 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
(2)	イ <input type="checkbox"/> 専ら（皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科）科の診療を行う病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項）であって、30 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
	ロ <input type="checkbox"/> 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
	ハ <input type="checkbox"/> 救急病院等を定める省令第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

(注意事項)

- ・ 上記区分欄の (1) に該当する場合は、(2) について証明を受ける必要はないこと。
- ・ 証明を受けようとする事実に応じ、(1) に該当する場合は付表 1 を、(2) イに該当する場合は付表 1 及び付表 2 を、(2) ロ又はハに該当する場合は付表 1 及び付表 3 を添付すること。

付表記載事項等を調査した結果、上記の記載事項は事実と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

証明者 _____ 印

証明を受けようとする医療施設に係る明細書

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

入院施設の明細

病床区分	室数	病床数
一般病床		
療養病床		
精神病床		
感染症病床		
結核病床		
合計		

(記載上の留意事項)

- ① 患者収容定員数（病床数）については、当該医療施設が医療法第27条の規定に基づき使用許可を受けている許可病床の数を記載すること。
- ② 当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可の際の開設予定病床数又は開設許可を受けている病床数をもってこれに代えること。この場合、開設予定又は開設許可病床数が使用許可病床数と相違することのないよう留意すること。

※ 当該医療施設に係る使用許可証（当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可証又は開設許可証）を添付すること。